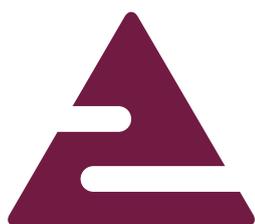


第6次えびの市行政改革大綱

～市民とともに創る！信頼される行政を目指して～

(平成28年度～平成32年度)



平成28年6月

えびの市

EBINO CITY

第6次えびの市行政改革大綱

目 次

はじめに	1
I これまでの経過	2
II 第6次えびの市行政改革大綱の基本的な考え方	3
1 基本的な考え方		
2 第5次えびの市行政改革大綱の検証		
3 判定結果（詳細）		
III 第6次えびの市行政改革大綱の基本方針	10
IV 具体的な取組の方向性	12
1 市民満足度の向上につながる利便性の探求と実現	12
(1) 窓口サービスの向上		
(2) 申請・書類作成の効率化		
(3) 市民が気軽に利用できるスペースづくり		
2 協働の行政運営と情報共有の推進	12
(1) 市民ニーズの把握と情報共有の推進		
(2) 市民参画・協働の推進		
3 健全で持続的な行政経営の推進	12
(1) 民間委託の推進		
(2) 自主財源の確保		
(3) 受益者負担の適正化		
(4) 補助金の適正化		
(5) 外郭団体等の改革（自主・自立の推進）		
(6) 職員のコスト意識改革		
4 社会情勢（時代の流れ）を的確に捉えた効果的な組織運営	13
(1) 職員の意欲・能力の向上		
(2) 柔軟な組織運営の構築		
V 計画期間	14
VI 大綱の推進に向けて	14
VII 実施計画	15
実施計画調書		
VIII 参考資料	52

はじめに

現在、日本は人口減少社会に突入しており、地方から都市圏への人口流出が加速度的に進み、これに伴いまして、地方は、地域経済の縮小を余儀なくされ、地域社会を維持することが難しくなっています。

本市においても人口減少は避けられず、重大な局面を迎えようとしております。本市が今後存続し、発展し続けるためには、国の動向を的確に捉えて、地域の自主性や自立性、さらには独自性を高め、持続可能な地域社会を創っていく改革が必要です。

本市では、著しく変動する社会情勢への的確な対応と本市がおかれている状況を打開していくための方策として、国や宮崎県の基本的な考え方や方針を踏まえた「えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。人口減少問題を克服し、将来にわたって持続可能な地域社会を維持していくため、様々な施策を打ち出し、取り組んでまいります。

このほか、市民、市及び市議会の責務を明確にするとともに、本市のまちづくりの基本的な事項を定め、たえびの市自治基本条例（平成22年4月1日施行）を制定いたしました。これに基づき、市役所、市議会はもちろんのこと、「市民一人ひとりが主役」となって地域のことを考え、様々な問題に向き合い、共に支え合う「協働」を推進しております。

第5次えびの市行政改革大綱では、この「協働」により、市民の皆様とともに、まちづくりに積極的に取り組んでまいりましたが、更なる向上のため、「市民とともに創る！信頼される行政を目指して」を目指す市役所像として4つの基本方針「市民満足度の向上につながる利便性の探求と実現」、「協働の行政運営と情報共有の推進」、「健全で持続的な行政経営の推進」、「社会情勢（時代の流れ）を的確に捉えた効果的な組織運営」を改革の柱として、平成28年度から平成32年度までの5箇年計画である「第6次えびの市行政改革大綱」を新たに策定いたしました。

今回の第6次えびの市行政改革大綱は、第5次えびの市行政改革大綱と同様に、えびの市行政改革推進本部が中心となって、市民アンケートや市民代表で構成されるえびの市行政改革推進委員会の委員の皆様方からのご意見とご協力をいただきながら、十分な検討を積み重ねて策定いたしました。

市民の皆様との協働で策定した本大綱の計画を達成するため、職員一同、全力で取り組んでまいりますので、引き続き市民の皆様のご支援とご協力をお願いいたします。

終わりに、本大綱の策定にあたってご協力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成28年6月

えびの市行政改革推進本部長
えびの市長 村岡隆明

I これまでの経過

1 第1次から第5次までの経過及び取組状況

本市では限られた人員・財源で効率的、かつ効果的なサービスや新たな行政課題に対応していくため、不断に行政改革を進めることが重要であるとの考えのもと昭和61年に策定した「第1次えびの市行政改革大綱」をはじめ、5次にわたって大綱を策定し、行政改革に積極的に取り組んできました。

第1次えびの市行政改革大綱(昭和61年度～62年度)

事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、給与の適正化、定員管理の適正化、民間委託・OA化等事務改善の推進、会館・公共施設の設置及び管理運営の合理化

第2次えびの市行政改革大綱(平成7年度～12年度)

事務事業の見直し、時代に即応した組織機構の見直し、定員管理の適正化、給与の適正化、職員的能力開発等の推進、行政の情報化の推進等による行政サービスの向上、会館等公共施設の設置及び管理運営

第3次えびの市行政改革大綱(平成13年度～17年度)

事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、職員の意識改革・能力開発等の推進、情報化の推進と行政サービスの向上、情報公開制度等の推進、財政健全化の推進、新たな行政課題への対応

第4次えびの市行政改革大綱(平成18年度～22年度)

職員の待遇改善、行政サービス時間の延長・拡大、申請手続き等の簡素化、ワンストップ・サービスの実施、案内・誘導の充実、情報通信基盤の整備、市民ニーズの把握、市民参画・協働の仕組みづくり、行政の透明性の確保と情報の共有、外郭団体等の改革(自主・自立化の推進)、自主財源の確保、民間委託等の推進、行政評価の充実と事務事業の見直し、定員管理・給与制度等の適正化、柔軟で機動的・効率的な組織機構の構築、人材育成体制の充実、職員的能力と意欲の向上

第5次えびの市行政改革大綱(平成23年度～27年度)

市民が利用しやすい窓口の推進、市民が利用しやすいスペースの確保、ITを利用した行政サービスの推進、市民ニーズの把握と情報共有の推進、市民参画・協働の推進、自主財源の確保、受益者負担の適正化、民間委託等の推進、外郭団体等の改革(自主・自立化の推進)、職員のコスト意識改革、給与制度の適正化、柔軟で機動的・効率的な組織運営の構築、職員的能力と意欲の向上

II 第6次えびの市行政改革大綱の基本的な考え方

1 基本的な考え方

本市では、平成24年度から10年間を見据えた第5次えびの市総合計画を策定し、『大自然と人々が融合し、「新たな力」が躍動するまち えびの』を市の将来像に据えて、その実現に向けたまちづくりを進めています。

また、国においては、地方の人口減少に歯止めをかけ、活力ある日本社会を維持するため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。それに伴い、本市においても将来に向けて持続可能な地域社会を維持するために「えびの市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成27年度から5年間を推進期間と定め、様々な施策を展開することとしています。

その他にも、平成22年に本市におけるまちづくりの基本的な考え方やルールと言える「えびの市自治基本条例」を策定し、本市が目指すまちの姿や市民、議会、市長、市職員の責務等を定めました。人口減少、少子高齢化社会を迎える中で、今後は市役所や議会はもちろん、市民一人ひとりが地域のことを考えて互いに支えあう協働のまちづくりを進めていくことが求められます。

行政改革とは、その時代における行政ニーズに対応し、組織や制度、行政運営のあり方などを見直す仕組みです。地方分権の進展に伴い、社会情勢の変動やそれに伴う価値観の変化に伴い、行政ニーズも多様化してきていますが、限られた人員と財源の中で、行政は従来のやり方を変えていながら様々なニーズに応え、市民一人ひとりが幸せを実感できる地域づくりを目指していかなければなりません。

本大綱では、公共サービスの向上や効率的な行政運営に取り組むとともに、市民との協働についても重点を置き、先述したえびの市総合計画等の主要な計画において定められている市の将来像やまちづくりの達成に向けて、これまで取り組んできた行政改革を引き続き継続することとします。

2 第5次えびの市行政改革大綱の検証

第5次えびの市行政改革大綱では、「行政刷新！真の住民自治を目指して」を目指す市役所像として、「市民との信頼を深め、満足される住民サービスの提供」、「市民との情報共有と、協働による行政運営の推進」、「市民と一体となった、健全で効率的な行政経営の推進」、「市民ニーズに対応できる、柔軟で機動的な組織機構の構築」の4つを改革の柱として、39の実施項目に取り組んできました。この39の実施項目は、えびの市行政改革推進委員会による評価をいただきながら、えびの市行政改革推進本部にてPDCAサイクルによる進行管理を行い、取組の改善や計画の見直しを図ってきました。さらに、これらの取組の総合評価として、えびの市行政改革推進本部の各部会において判定を行い、次の表の判定結果となりました。

総合評価 判定結果集計表

判定区分	判定区分の内容	改革の柱				計
		市民との信頼を深め、満足される住民サービスの提供	市民との情報共有と、協働による行政運営の推進	市民と一体となった、健全で効率的な行政経営の推進	市民ニーズに対応できる、柔軟で機動的な組織機構の構築	
完了-a	目標を達成したため、完了	1	-	-	-	1
完了-b	今後も取組は継続するが、方向性が定着しているため、6次大綱では進行管理する必要がない	4	5	2	4	15
継続-a	着実に成果を上げているため、現行どおりに継続	5	2	8	2	17
継続-b	着実に成果を上げているとまでは言えないが、引き続き必要な取組のため、見直しをしたうえで継続する	1	3	1	-	5
中止-a	目標(改革の取組)に対しての効果が薄いため、違う手法(実施項目)を検討すべき	-	-	1	-	1
中止-b	取組が積極的でなく、継続しても同様の結果が予想されるため、違う手法(実施項目)を検討すべき	-	-	-	-	0
中止-c	取組が先延ばしされており、実行に移す目途が立っていないため、実行の目途が明らかになってから実施項目を設定すべき	-	-	-	-	0
—	判定不可	-	-	-	-	0
計		11	10	12	6	39

3 判定結果(詳細)

各実施項目の詳細な判定結果は、次のとおりです。

1 市民との信頼を深め、満足される住民サービスの提供

(1) 市民が利用しやすい窓口の推進

	実施項目名	実績	判定結果
1	待遇改善研修の実施	職場内研修の実施や県市町村職員研修センターへの研修派遣を実施。	継続-a
2	証明書郵送サービスの充実	郵送可能な証明書等について市ホームページで周知し、証明書等の郵送サービスを実施。	完了-b
3	証明書発行予約サービスの導入	マイナンバー制度導入を見据えたコンビニエンスストアでの証明書交付のメリット・デメリットを検討。コンビニエンスストアで証明書を発行できるシステムを構築。	継続-a
4	申請手続の効率化	申請様式のダウンロード化が可能であると判断した申請様式について、市ホームページからダウンロードできるようにし、押印省略が可能な申請様式は押印省略を実施。	継続-a
5	窓口改善委員会（仮称）の設置	市民が利用しやすい窓口とするため、窓口検討委員会設置要綱を施行。	完了-b
6	窓口の総合的対応の充実	各所属から窓口担当者を選任し、市民環境課窓口と連携。	継続-a

(2) 市民が利用しやすいスペースの確保

	実施項目名	実績	判定結果
7	バリアフリー化の推進	本庁舎内階段、本庁舎屋外階段に手すりを設置。また、議会議事堂にスロープを設置するとともに車椅子専用の傍聴席を設置。	完了-b
8	待合室等の設置	市民室の備品を撤去し、床タイルの張替えを実施。	継続-a
9	相談室の設置	本庁 2-1 会議室横に相談室を設置。	完了-a

(3) IT を利用した行政サービスの推進

	実施項目名	実績	判定結果
10	メールを利用した情報提供の実施	FaceBook を開始してイベントの告知等、情報の発信等を実施。	継続-b
11	IT 講習の継続実施	パソコン操作に関する講習会を実施。	完了-b

2 市民との情報共有と、協働による行政運営の推進

(1) 市民ニーズの把握と情報共有の推進

	実施項目名	実績	判定結果
12	地区座談会の開催	「市長と語ろう会」の周知を自治会ハンドブック及び広報を通じて実施。平成23年度3回、平成24年度2回、平成25年度5回、平成26年度2回、平成27年度9回開催。	継続—b
13	市民提案制度の活用	当初予算に市民の意見を反映させるため、当初予算の公開及び意見募集を実施。市民提案型自主文化事業を実施。	継続—b
14	市民ニーズアンケート調査の実施	講演会及び研修会時に参加者へアンケートを実施。観光施設で利用者アンケートを実施し、アンケートの改善要望に応えた。第2次男女共同参画基本計画策定及び第6次えびの市行政改革大綱策定にあたり市民アンケートを実施。	継続—b
15	情報提供の推進	事務事業評価を実施し外部評価を実施。ホームページ上に専用ページを設置。「わかりやすい予算書」を全戸配布し、ホームページにも掲載。	完了—b

(2) 市民参画・協働の推進

	実施項目名	実績	判定結果
16	パブリックコメント制度の活用	パブリックコメント制度活用実績 「第5次えびの市総合計画基本構想」、「第5次えびの市総合計画基本計画」、「第2期えびの市地域福祉計画」「えびの市地域福祉活動計画」、「第4期えびの市障害者計画」	継続—a
17	公募委員制度の充実	公募委員制度の充実を図るため、ホームページやチラシによる制度の周知と公募委員名簿への登録の呼びかけを実施。庁内の審議会等の委員に関する調査を実施し、一部の委員に役職が偏らないよう各課へ要請。	継続—a
18	ボランティア活動への支援	NPOと公有林の下草刈と森林環境に関する教育学習を協働で実施。ボランティアセンター活動への助成や防災ボランティアをはじめとする各種ボランティア育成事業を実施。	完了—b
19	若者のネットワークによるイベント企画の支援	MAIKA（若者チャレンジプロジェクト会議）が開催するフリーマーケット「シバフ de フリマ」や婚活イベント等を支援。	完了—b
20	市民団体・NPO等の活用	市民団体連絡協議会の加入促進と相互の交流及び研修会を開催。協働のまちづくり指針に基づく各種啓発事業の推進等。ファミリー・サポート・センター事業の周知や保護者の経済的負担軽減を図るため、利用料金について一部助成を実施。	完了—b
34	職員の地区担当制の充実	地域コミュニティ担当者を各自治会へ配置。地域コミュニティ担当者による自治会未加入対策支援。	完了—b

3 市民と一体となった、健全で効率的な行政経営の推進

(1) 自主財源の確保

	実施項目名	実績	判定結果
21	市税等の収納率向上	市税等の収納率 税務課 健康保険課 介護保険課 平成 23 年度 97.68% 90.49% 99.04% 平成 24 年度 97.96% 92.40% 98.82% 平成 25 年度 98.46% 93.35% 98.64% 平成 26 年度 96.97% 94.22% 98.80% 平成 27 年度 96.85% 94.92% 98.82% 宮崎県との併任人事交流で県税事務所と共同催告、研修会への参加、タイヤロック等を実施。家宅捜索を行い、市単独開催の公売会やインターネット公売等を実施。	継続-a
22	心のふるさと寄附金制度の推進	返礼品の見直し、ふるさと寄附金制度の周知、ふるさと寄附金推進事業に係る業務委託を実施。	継続-a
23	公有財産の有効活用	旧飯野駅前文化会館敷地、苧畑団地西側、旧飯野葉たばこ収納所の3区画を売却。旧川原教職員住宅の造成工事完了後応募を実施。	継続-a
24	市税の滞納者に対する行政サービス制限の実施	補助金等の行政サービスを決定する条件として、市税の納付状況の確認を実施。納期内納付の啓発を誘導。	完了-b

(2) 受益者負担の適正化

	実施項目名	実績	判定結果
25	使用料及び手数料の見直し	現行の使用料及び手数料の料金水準が適正であるか、全課へ調査を実施。	継続-a

(3) 民間委託等の推進

	実施項目名	実績	判定結果
26	事務事業の外部委託の推進	包括的な外部委託及び個別事業の外部委託について詳細な検討を実施。	継続-b
27	公共サービス民営化提案制度の導入	「提案型公共サービス民営化制度」の導入を検討。制度を導入している取組自治体へ調査を実施。制度導入後の継続が難しいことから平成 25 年度で事業終了。	中止-a

(4) 外郭団体等の改革（自主・自立化の推進）

	実施項目名	実績	判定結果
28	市補助金の適正化	市単独の補助事業について補助金の適正な運用を図るため、えびの市補助金等評価委員会において評価を実施。観光協会と物産振興協会の合併に向けた協議を実施。	継続-a
29	事務局体制の見直し	事務局移行について担当課に再考を促すため、事務局体制の現状調査を実施。民生委員児童委員協議会の事務局をえびの市社会福祉協議会に移管。	継続-a

(5) 職員のコスト意識改革

	実施項目名	実績	判定結果
30	事業仕分けの導入	事務事業の外部評価を事業仕分けの視点で、学識経験者、事業者及び市民公募委員により平成24年度から毎年度実施。	完了-b
31	コスト低減目標の設定	コスト削減のため、電気使用量、水道使用量、公用車の燃料等について使用量を調査し、集計結果を職員へ周知。	継続-a

(6) 給与制度の適正化

	実施項目名	実績	判定結果
32	給与制度の適正化	人事院勧告に基づき、国家公務員に準拠した給与制度の改正を実施。	継続-a

4 市民ニーズに対応できる、柔軟で機動的な組織機構の構築

(1) 柔軟で機動的・効率的な組織運営の構築

	実施項目名	実績	判定結果
33	組織の再編・整理、廃止・統合の推進	市民協働課の新設、市民課と環境業務課を統合し市民環境課を設置。畜産農林課と建設課の2課を畜産農政課、建設課、農林整備課の3課に再編、財政課と財産管理課の業務見直し、消防・防災・自衛隊・地域防犯等を担当する「基地・防災対策課」を設置。企画課内に定住対策係を設置。	完了-b
35	危機管理システムの確立と充実	えびの市地域防災計画の見直し、災害時職員初動マニュアルを策定。自治会単位での防災訓練の実施。	完了-b
36	組織間の連携強化	各課・事務局が共有する課題等を調査。担当課が自発的に関係課を集めて協議を実施。	完了-b
37	業務マニュアルの作成	マニュアル一覧表を作成。全職員がマニュアルの内容を把握できるように情報を共有。	継続-a

(2) 職員の能力と意欲の向上

	実施項目名	実績	判定結果
38	人事評価制度の導入	人事評価制度試行を課長職、課長補佐職、係長職を対象に実施。試行対象外の職員に対しても制度研修の実施。	完了-b
39	研修の充実	県市町村職員研修センター等の研修機関を活用し、職員研修を実施。	継続-a

Ⅲ 第6次えびの市行政改革大綱の基本方針

1 目指す市役所像

市民とともに創る！信頼される行政を目指して

2 基本理念

市の将来像を市民、市役所、市議会がしっかりと見据え、「協働」による持続可能な地域づくりの形成と健全な行政経営に取り組むことを基本理念とします。

3 改革の柱

基本理念を達成するために、次の4つの改革の柱に基づいた具体的な取組を推進します。

1. 市民満足度の向上につながる利便性の探求と実現
2. 協働の行政運営と情報共有の推進
3. 健全で持続的な行政経営の推進
4. 社会情勢（時代の流れ）を的確に捉えた効果的な組織運営

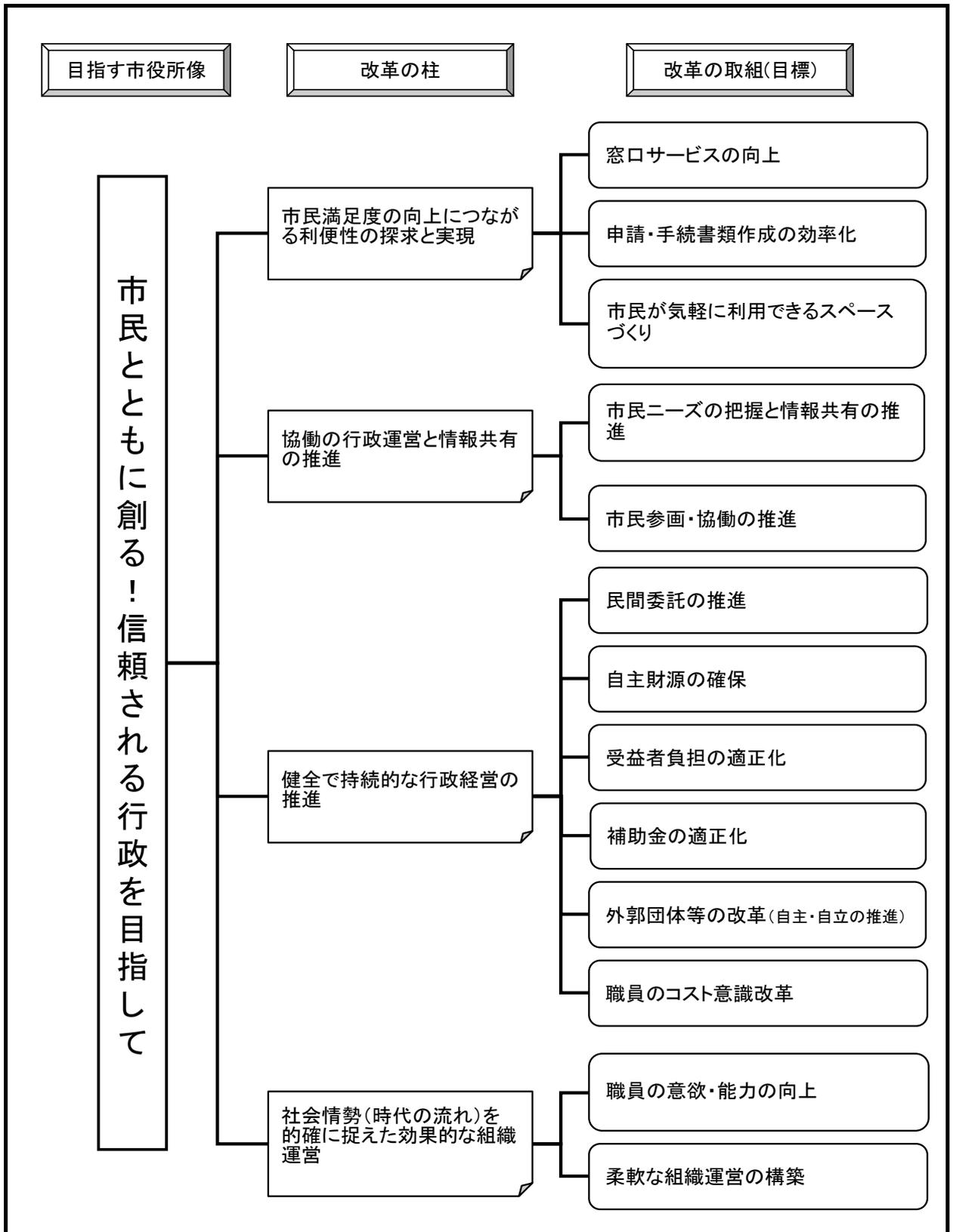
4 改革の取組

前述の改革の柱に掲げた4項目を推進するための、さらに具体的な取組（「改革の取組」）として、次の計13項目の取組を進めます。

改革の柱(4項目)	改革の取組(13項目)
市民満足度の向上につながる利便性の探求と実現	窓口サービスの向上
	申請・書類作成の効率化
	市民が気軽に利用できるスペースづくり
協働の行政運営と情報共有の推進	市民ニーズの把握と情報共有の推進
	市民参画・協働の推進
健全で持続的な行政経営の推進	民間委託の推進
	自主財源の確保
	受益者負担の適正化
	補助金の適正化
	外郭団体等の改革（自主・自立の推進）
社会情勢（時代の流れ）を的確に捉えた効果的な組織運営	職員のコスト意識改革
	職員の意欲・能力の向上
	柔軟な組織運営の構築

5 第6次えびの市行政改革大綱の体系

第6次えびの市行政改革大綱の改革の柱及び改革の取組を体系化すると、以下の図のとおりとなります。



IV 具体的な取組の方向性

1 市民満足度の向上につながる利便性の探求と実現

(1) 窓口サービスの向上

接客対応や窓口サービス内容の充実を図り、市民が利用しやすい窓口化を推進します。

- ①行政サービスの利用時間・利用機会の拡充
- ②窓口の総合的対応の充実
- ③インターネットを利用した申請手続の取組

(2) 申請・手続書類作成の効率化

市民がより利用しやすいよう申請書の簡易化・簡素化を推進します。

- ①申請書のエクセル・ワード化
- ②更なる申請手続の簡素化

(3) 市民が気軽に利用できるスペースづくり

市民が気軽に利用できるスペースの確保を図ります。

- ①待合室・キッズコーナーの設置

2 協働の行政運営と情報共有の推進

(1) 市民ニーズの把握と情報共有の推進

市民が求めている情報を把握し、情報の共有化を図ります。

- ①市政情報の発信・充実
- ②市民アンケートの実施・活用
- ③市民との対話の場の設置

(2) 市民参画・協働の推進

市民が積極的に参画・協働できる場を推進します。

- ①市民団体の育成
- ②ボランティア活動の育成・支援
- ③パブリックコメントの活用
- ④市民提案制度の活用
- ⑤公募委員制度の充実

3 健全で持続的な行政経営の推進

(1) 民間委託の推進

民間委託を推進し、事務の効率化を図ります。

- ①事務事業の外部委託の推進

- (2) 自主財源の確保
自主財源の確保に努め、財政の健全化を図ります。
 - ①市税等の収納率の向上
 - ②公有財産の有効活用
 - ③心のふるさと寄附金制度の推進

- (3) 受益者負担の適正化
使用料及び手数料を見直し、受益者負担の適正化を図ります。
 - ①使用料及び手数料の見直し

- (4) 補助金の適正化
補助金の適正化向上に努めます。
 - ①市補助金の適正化

- (5) 外郭団体等の改革（自主・自立の推進）
外郭団体等の自主・自立化を推進し、適正な見直しを図ります。
 - ①事務局体制の見直し

- (6) 職員のコスト意識改革
職員のコスト意識を高めて、健全な行政経営に努めます。
 - ①コスト低減目標の設定
 - ②給与制度の適正化

4 社会情勢（時代の流れ）を的確に捉えた効果的な組織運営

- (1) 職員の意欲・能力の向上
職員研修を実施し、職員の能力向上に努めます。
 - ①職員の意識改革・実践
 - ②研修の充実

- (2) 柔軟な組織運営の構築
社会情勢を的確に捉えた柔軟な組織運営の構築に努めます。
 - ①業務内容の見直し
 - ②業務マニュアルの作成

V 計画期間

1 計画期間

平成 28 年度 ~ 平成 32 年度

第 6 次えびの市行政改革大綱の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

VI 大綱の推進に向けて

1 実施計画の策定

本大綱における目標(改革の取組)達成のための具体的な実施計画を策定しました。また、社会情勢の変化等に伴い新たな実施項目の必要が生じた場合には、適宜、実施計画に追加します。

2 進行管理

本大綱を着実に推進するために、市長を本部長とするえびの市行政改革推進本部において進行管理を行います。職員一人ひとりが行政改革は自らの課題であるとの認識を持ち、全庁的に改革・改善に取り組みます。

3 実績の公表

各実施項目の進捗状況については、市民の代表で構成されるえびの市行政改革推進委員会に毎年度報告し、必要な意見・評価をいただくとともに市のホームページや閲覧等を通じて、市民に積極的に公表します。

実施計画

(実施項目)

市民満足度の向上につながる利便性の探求と実現	6項目
協働の行政運営と情報共有の推進	8項目
健全で持続的な行政経営の推進	9項目
社会情勢（時代の流れ）を的確に捉えた効果的な組織運営	4項目
	計27項目

【凡例】

※ 実施計画(年度)の欄に記載してある下記用語等について、概ね次のように使い分けています。

検討	: 費用対効果や実施方針、スケジュール、実施方法等について調査検討を行うこと
実施	: 取組業務を実施すること
一部実施	: 取組業務のうち、その一部を実施すること
—	: 取組の必要がないこと

※ 取組課の略称

全課＝各課・事務局、総務＝総務課、企画＝企画課、市協＝市民協働課、財産＝財産管理課、税務＝税務課、健康＝健康保険課、介護＝介護保険課

1 市民満足度の向上につながる利便性の探求と実現

(1) 窓口サービスの向上

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
①	行政サービスの利用時間・利用機会の拡充	全課	検討	検討	検討	検討	検討	22
②	窓口の総合的対応の充実	全課	実施	実施	実施	実施	実施	23
③	インターネットを利用した申請手続の取組	全課	検討	検討	検討	検討	検討	24

(2) 申請・書類作成の効率化

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
④	申請書のエクセル・ワード化	全課	一部実施	実施	実施	実施	実施	25
⑤	更なる申請手続の簡素化	全課	検討	実施	実施	実施	実施	26

(3) 市民が気軽に利用できるスペースづくり

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
⑥	待合室・キッズコーナーの設置	財産	検討	実施	—	—	—	27

2 協働の行政運営と情報共有の推進

(1) 市民ニーズの把握と情報共有の推進

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
⑦	市政情報の発信・充実	全課	実施	実施	実施	実施	実施	28
⑧	市民アンケートの実施・活用	全課	実施	実施	実施	実施	実施	29
⑨	市民との対話の場の設置	企画	実施	実施	実施	実施	実施	30

(2) 市民参画・協働の推進

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
⑩	市民団体の育成	市協	実施	実施	実施	実施	実施	31
⑪	ボランティア活動の育成・支援	市協	実施	実施	実施	実施	実施	32
⑫	パブリックコメントの活用	全課	実施	実施	実施	実施	実施	33
⑬	市民提案制度の活用	全課	実施	実施	実施	実施	実施	34
⑭	公募委員制度の充実	全課	実施	実施	実施	実施	実施	35

3 健全で持続的な行政経営の推進

(1) 民間委託の推進

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
⑮	事務事業の外部委託の推進	全課	検討	検討	検討	検討	検討	36

(2) 自主財源の確保

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
⑯-1	市税等の収納率の向上	税務	一部 実施	実施	実施	実施	実施	37
⑯-2		介護	実施	実施	実施	実施	実施	38
⑯-3		健康	実施	実施	実施	実施	実施	39
⑰	公有財産の有効活用	全課	一部 実施	一部 実施	一部 実施	一部 実施	一部 実施	40
⑱	心のふるさと寄附金制度の推進	企画	実施	実施	実施	実施	実施	41

(3) 受益者負担の適正化

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
⑲	使用料及び手数料の見直し	全課	検討	検討	検討	検討	検討	42

(4) 補助金の適正化

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
⑳	市補助金の適正化	全課	実施	実施	実施	実施	実施	43

(5) 外郭団体等の改革（自主・自立の推進）

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
㉑	事務局体制の見直し	全課	実施	実施	実施	実施	実施	44

(6) 職員のコスト意識改革

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
㉒	コスト低減目標の設定	全課	実施	実施	実施	実施	実施	45
㉓	給与制度の適正化	総務	実施	実施	実施	実施	実施	46

4 社会情勢（時代の流れ）を的確に捉えた効果的な組織運営

(1) 職員の意欲・能力の向上

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
㉔	職員の意識改革・実践	総務	実施	実施	実施	実施	実施	47
㉕	研修の充実	全課	実施	実施	実施	実施	実施	48

(2) 柔軟な組織運営の構築

番号	実施項目名	取組課	実施計画(年度)					頁
			28	29	30	31	32	
②⑥	業務内容の見直し	総務	検討	検討	検討	検討	検討	49
②⑦	業務マニュアルの作成	全課	実施	実施	実施	実施	実施	50

実施計画調書

(空白)

実施計画調書

改革の取組(目標)	窓口サービスの向上		番号	①	
実施項目名	行政サービスの利用時間・利用機会の拡充		取組課	全課	
取組の背景	<p>行政サービス利用時間の延長は、年度末と年度初めの繁忙期に住民異動届、印鑑登録、戸籍届出等の業務を市民環境課において実施している。</p> <p>しかし、依然として市民からの要望として最も多い意見であるため、市民が必要とするときに行政サービスが受けられるよう、市民生活に配慮した開庁時間の検討が必要である。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>市民が満足できる行政サービスを受けられるよう、市民ニーズの把握に努めるとともに市民ニーズが多いと考えられる場合は、窓口業務の開庁時間の検討を行う。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	検討	検討	検討	検討
平成 28 年度の具体的な計画	<p>市民ニーズの把握に努め、市民が必要とするときに行政サービスを受けられるよう、開庁時間の検討を行う。(全課)</p> <p>繁忙期の窓口開庁及びコンビニ交付の実施の継続並びに実施効果の検証を行う。(市民環境課)</p>				
期待効果	<p>市民が必要な時に必要な行政サービスを提供することが可能になり、市民の利便性が向上し、窓口サービスの向上も期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	窓口サービスの向上	番号	②		
実施項目名	窓口の総合的対応の充実	取組課	全課		
取組の背景	<p>第5次行政改革大綱でも取り組んできた項目であり、総合窓口の設置は庁舎の構造上不可能という判断を下したことから、各所属の窓口や案内板の充実等を行ってきた。</p> <p>さらに市民が利用しやすい窓口にするために、検討を重ね、充実を図る必要がある。</p>				
取組内容 (平成28～32年度)	<p>窓口業務は各課・事務局にある。市民が気軽に窓口を利用できるよう、窓口サービスの向上を図り、各課との連携に努めるとともに見直しが必要なものは改善を図る。</p>				
年度別計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成28年度の具体的な計画	<p>市民が気軽に窓口を利用できるよう、各課と連携を図りながら改善に取り組む。(全課)</p> <p>来庁者に対し親切丁寧な各課への人的な案内に努める。場合によっては、各課の担当者を窓口に出向いてもらうよう連絡を行う取組を今後も継続する。(市民環境課)</p>				
期待効果	<p>事務手続における市民の負担軽減や利便性の向上が期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	窓口サービスの向上		番号	③	
実施項目名	インターネットを利用した申請手続の取組		取組課	全課	
取組の背景	インターネットで各種申請が可能になると、市民が直接市役所や出張所に出向く負担が軽減され、時間的な制約や交通の利便性等に問題を抱えている市民でも手続が可能となり、利便性の向上が期待できるため検討する必要がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	住民満足度の向上に努めるため、インターネットによる申請が可能であるか、各種申請を見直し、可能であれば実現に向けて取り組む。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	検討	検討	検討	検討
平成 28 年度の具体的な計画	各種申請の見直しを実施し、インターネットによる申請を検討する。 (全課)				
期待効果	開庁時間に来庁できない市民や本籍がえびの市にある方が、いつでも申請が可能となり、利便性の効果は高い。また、窓口の混雑の解消も期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	申請・手続書類作成の効率化	番号	④		
実施項目名	申請書のエクセル・ワード化	取組課	全課		
取組の背景	<p>第5次行政改革大綱において申請書のダウンロード化に取り組んできているが、PDF化している申請書が多く、ダウンロードしても直接記入する必要があるが出てくる。</p> <p>申請書をエクセル・ワード化すれば、パソコン上で内容を記載することが可能となり、市民の負担軽減につながるため、対応が求められる。</p>				
取組内容 (平成28～32年度)	<p>市民が申請書類に直接記入する負担を軽減させるため、申請書類のエクセル・ワード化が可能であるか可否を探り、可能であればエクセル・ワード化に取り組む。</p>				
年度別計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	一部実施	実施	実施	実施	実施
平成28年度の具体的な計画	<p>申請書の申請書類のエクセル・ワード化に取り組む。</p>				
期待効果	<p>市民が申請書類に直接記入する負担が軽減され、利便性の効果は高い。また、窓口の混雑の解消も期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	申請・手続書類作成の効率化		番号	⑤	
実施項目名	更なる申請手続の簡素化		取組課	全課	
取組の背景	申請手続の簡素化については、市民アンケートにおいても要望の高い項目の1つである。第5次行政改革大綱においても取り組んできた項目であるが、本大綱においても継続して取り組むこととする。				
取組内容 (平成28～32年度)	市民の要望も高い項目であるため、申請手続の簡素化の可能性を探るとともに可能であれば簡素化を行う。				
年度別計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	検討	実施	実施	実施	実施
平成28年度の具体的な計画	既存の申請書類の簡素化に努め、新規事業により申請を要するものは、申請書類の簡素化を図る。				
期待効果	事務の迅速化や市民の事務手続における負担の軽減が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民が気軽に利用できるスペースづくり	番号	⑥		
実施項目名	待合室・キッズコーナーの設置	取組課	財産管理課		
取組の背景	業務の手續上、市民は待たされることもあり、また、小さい子どもを連れて来られる市民は落ち着いて手續を行うことが難しいことから、待合室・キッズコーナー設置の要望がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	市民室を利用しやすいように改修すべき点などの検討を行い、できるだけ早く改修を行う。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	実施	—	—	—
平成 28 年度の具体的な計画	市民室の改修等の検討を行う。				
期待効果	キッズコーナーや待合室を設けることで、市民の事務手續における負担感が軽減し、事務効率化が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民ニーズの把握と情報共有の推進		番号	⑦	
実施項目名	市政情報の発信・充実		取組課	全課	
取組の背景	市の広報紙、ホームページ等を介して市政情報は発信しているものの、広く市民に伝えていくには他の手法を検討したり、内容の充実を図る必要がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	市民が必要としている情報について、積極的に公開・公表する。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の 具体的な計画	広く市民へ情報を発信するため、市広報・ホームページ以外の手法を探るとともに発信する情報の内容充実に努める。				
期待効果	発信力を強化することで、市民が欲する情報が取得しやすくなり、情報共有の推進が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民ニーズの把握と情報共有の推進	番号	⑧		
実施項目名	市民アンケートの実施・活用	取組課	全課		
取組の背景	<p>えびの市自治基本条例第19条第1項において「市は、施策の企画立案に当たっては、市民の思いや考えを募り、反映させるものとする。」と規定されている。</p> <p>これまでも、各種事業において市民アンケートは実施されているが、市民の意見を施策に反映させるために、継続して市民アンケートに取り組む必要がある。</p>				
取組内容 (平成28～32年度)	<p>市民が主役のまちづくりを推進していくためには、市民にもっとえびの市を知ってもらい、その地域の情報を共有し、特性を活かしながらそれぞれの役割を果たすことが重要である。そのためには、積極的な市政情報の提供と多様化する市民ニーズや地域課題の把握に努める必要があるため、市民モニター等を活用した市民アンケート調査を実施する。</p>				
年度別計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成28年度の具体的な計画	<p>市民ニーズや地域課題の把握に努めるため、必要に応じて市民モニター等を活用したアンケート調査を実施する。</p>				
期待効果	<p>市民アンケートを活用することで、市民が主役のまちづくりの推進が期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民ニーズの把握と情報共有の推進			番号	⑨
実施項目名	市民との対話の場の設置			取組課	企画課
取組の背景	<p>市民の意見を積極的に取り上げたり、市民がいつでも意見を言えるような取組を希望する意見が市民アンケートから伺える。</p> <p>現在取り組んでいる「市長と語ろう会」のように行政と市民が直接対話する機会を提供する事が求められている。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>わかりやすい予算書配布前に、市長自ら市民に当年度事業説明を行う事業説明会を実施する。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>わかりやすい予算書配布前後に、事業説明会を実施する。</p>				
期待効果	<p>市民の行政に対する理解度が深まり、行政への参画意識の高揚が図られる。</p> <p>また、市民アンケート等では拾い上げられない、隠れた市民ニーズを把握できる効果も期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民参画・協働の推進		番号	⑩	
実施項目名	市民団体の育成		取組課	市民協働課	
取組の背景	<p>えびの市自治基本条例において、本市は、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくことを明確に位置づけている。</p> <p>まちづくりの主体となる市民の主体的な取組を促進し、自らの地域を自らが築いていく地域コミュニティを実現するためには、市民活動の育成が必要となってくる。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>市民が主体的に取り組む市民活動を支援するため、「市民活動支援センター」をえびの市国際交流センターに設置し、まちづくり活動を行う団体等を引き続き支援していく。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>市民団体連絡会議の研修会や交流会を実施するとともに、新規団体の設立と育成を推進していく。</p>				
期待効果	<p>市民団体が増えることで、団体間の連携や活動の幅が広がり、市民の間における行政参画意識の高揚とともに市民協働の推進が期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民参画・協働の推進		番号	⑪	
実施項目名	ボランティア活動の育成・支援		取組課	市民協働課	
取組の背景	<p>協働によるまちづくりを進める上で、市民と行政はそれぞれの役割を認識し、互いの強みを生かしながら協力し、取り組むことが求められる。市民によるボランティア活動は、協働のまちづくりを実現する上で、その重要性が高いため、今後も継続して育成・支援を続けていく必要がある。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>市民と行政が連携・協力してまちづくりを展開していくためには、ボランティア活動は必要不可欠である。今後もボランティア活動への支援を継続していく。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>ボランティアセンター活動育成事業を継続して実施するとともに、新たなボランティア活動の拡充を図っていく。</p>				
期待効果	<p>ボランティア活動を通じ、協働のまちづくりの推進が図られる。また、ボランティア活動に関わる市民の増加や活動内容の充実が期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民参画・協働の推進	番号	⑫		
実施項目名	パブリックコメントの活用	取組課	全課		
取組の背景	市民参画の促進や公正で開かれた市政を推進するためにパブリックコメント制度を設けているが、これまでも条例制定時や各種計画の策定時に本制度を活用している。今後も実施方法等について改善を加えながら市民への周知を図っていく必要がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	パブリックコメントを活用し、市民参画意識の向上を図る。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の 具体的な計画	各種計画の策定にあたり、パブリックコメントを活用する。				
期待効果	市民に対して本制度の内容が広く伝わることで、市民参画意識が広がり、協働のまちづくりの推進が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民参画・協働の推進		番号	⑬	
実施項目名	市民提案制度の活用		取組課	全課	
取組の背景	市民提案制度は平成 21 年度に要綱が制定され、これまで当初予算に対する意見の募集や文化振興事業において実績が上がっている。協働によるまちづくりを進めていくためにも、制度の更なる活用が求められる。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	協働によるまちづくりを進めるため、市民提案制度を活用していく。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	市民参画意識を高めるため、市民提案制度の活用に努める。(全課) 職員研修等で周知を図り、活用を促していく。(市民協働課)				
期待効果	本制度の活用が進むことで、市民参画意識の高揚や市民の思いが反映された行政運営が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	市民参画・協働の推進	番号	⑭		
実施項目名	公募委員制度の充実	取組課	全課		
取組の背景	市が設置する審議会、委員会、市政の重要課題に対して広く市民の意見や要望を反映させる手段として有効である。これまでも取り組んできた実施項目ではあるが、今後も継続することとする。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	市民ニーズの把握や市民の意見・要望を市政に反映させるため、公募委員制度を活用していく。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>公募委員制度の利用に努め、市民参画・協働の推進を図る。(全課)</p> <p>公募委員制度の促進のため、各課・事務局への周知に取り組む。 また、市広報等を利用して市民に対して公募委員の募集を広く呼びかける。 (総務課)</p>				
期待効果	公募委員に多くの市民が参加することで、多様な意見が市政に反映されることとなり、市民参画・協働の推進が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	民間委託の推進			番号	⑮
実施項目名	事務事業の外部委託の推進			取組課	全課
取組の背景	市民ニーズの多様化に対応した行政サービスを提供するため、行政サービスの向上を前提として、民間の専門的技術やノウハウを活用し、コストの低減を図る必要がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	事務事業の外部委託の可能性を探るとともに行政サービスの向上に期待できる事務事業で外部委託が可能なのは、外部委託に取り組む。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	検討	検討	検討	検討
平成 28 年度の具体的な計画	<p>各事務事業について行政サービスの向上やコスト面から外部委託の可能性を探る。(全課)</p> <p>各課・事務局へ外部委託の可能性を調査することで可能性を探るとともに外部委託の可能性のある事務事業については、外部委託を想定した費用対効果も併せて検証していく。(総務課)</p>				
期待効果	市民ニーズに対応した良質なサービスの提供、コスト削減、更に人員の効率化が期待できる。また、民間の事業機会の創出と雇用の拡大が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	自主財源の確保	番号	⑬-1		
実施項目名	市税等の収納率の向上	取組課	税務課		
取組の背景	本市の財政は、歳入全体に占める市税などの自主財源の割合が低く、脆弱な財政構造である。収納率向上の対策を講じることは、常に本市の重要な課題となっている。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>現年度課税分の収納強化 (新規滞納発生抑止)</p> <p>財産調査等滞納整理の早期着手・整理の徹底</p> <p>滞納繰越分の圧縮</p> <p>財産調査及び滞納整理の継続、搜索、差押、公売等による換価</p> <p>課税客体の的確な把握</p> <p>未申告者に対する税務調査及び申告指導、死亡者課税の整理</p> <p>滞納繰越分の圧縮</p> <p>財産調査及び滞納処分強化</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	一部実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>平成 28 年 6 月に締結した宮崎県・小林市・高原町との相互併任協定により、徴収技術の向上を図るための実践研修と、県及び市町のそれぞれの滞納整理に取り組む。</p> <p>10 月に滞納整理管理システムを更新し、早期の効率的な滞納整理に取り組む。市税の収納率については、前年度収納率以上を目標とし、「滞納者から完納者へ」導くよう、滞納者個々に応じた整理を実施する。</p>				
期待効果	<p>安定的な財源確保が図られる。</p> <p>滞納や遅延の常習化を防ぐことで、市民の納税に対する意識の向上も期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	自主財源の確保	番号	⑬-2		
実施項目名	市税等の収納率の向上	取組課	介護保険課		
取組の背景	本市の財政は、歳入全体に占める市税などの自主財源の割合が低く、脆弱な財政構造である。収納率向上の対策を講じることは、常に本市の重要な課題となっている。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	介護保険料の収納率向上に向けた取組を今後も実施していく。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	滞納者宅を訪問し、収納率を向上させる。(担当者については、毎月の個別訪問、係全体としては年 2～3 回の徴収月間を設け、個別徴収を強化していく。)				
期待効果	安定的な財源確保が図られる。 滞納や遅延の常習化を防ぐことで、市民の納税に対する意識の向上も期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	自主財源の確保	番号	⑩-3		
実施項目名	市税等の収納率の向上	取組課	健康保険課		
取組の背景	本市の財政は、歳入全体に占める市税などの自主財源の割合が低く、脆弱な財政構造である。収納率向上の対策を講じることは、常に本市の重要な課題となっている。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	引き続き国民健康保険税の滞納解消に向け、滞納処分の強化や徴収職員の知識・技術向上に取り組む。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	平成 28 年度においてもこれまで同様に「現年度分の徴収強化」「滞納処分の強化」「延滞金の徴収強化」を図っていく。 現年度分収納率の数値を目標として、平成 27 年度決算 94.90%を上回る 95.00%を目指す。				
期待効果	安定的な財源確保が図られる。 滞納や遅延の常習化を防ぐことで、市民の納税に対する意識の向上も期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	自主財源の確保	番号	⑰		
実施項目名	公有財産の有効活用	取組課	全課		
取組の背景	自主財源を確保する上で公有財産の活用は有効と思われる。施設の活用状況を見極めながら、売却や貸付を進めることで効率的な行政経営と施設運用が図られる。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	未利用財産については、処分や貸付等の検討を行い、財源確保に努める。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>未利用財産については、処分や貸付等の検討を行う。(全課)</p> <p>川原分譲地や旧飯野葉たばこ収納所の随時販売、国民宿舎やたけ荘跡地の貸付を行い、その他の未利用財産について売却等を検討する。(財産管理課)</p> <p>遊休資産の精査を行い、建物解体や整地の必要性など費用対効果を含め売却・貸付に向けて研究を行う。(水道課)</p>				
期待効果	未利用の公有財産の利活用が図られ、財源の確保につながることを期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	自主財源の確保	番号	⑱		
実施項目名	心のふるさと寄附金制度の推進	取組課	企画課		
取組の背景	ふるさとへの思いやえびの発展を願う人々の思いがまちづくりに反映できるように、平成20年度から心のふるさと寄附金制度を創設している。同制度の推進は自主財源の確保において、その役割は大きいものと思われる。				
取組内容 (平成28～32年度)	一括業務代行により、庁内コストを抑えつつ、返礼品を適宜見直すことで、貴重な財源確保を目指す。				
年度別計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成28年度の具体的な計画	返礼品の見直しや広報活動を充実することで、2億円の寄附金を目指す。				
期待効果	自主財源の確保においても有効な取組であるが、その他にも本制度を通じて、市内外に幅広く本市のまちづくりについて広報が可能となり、多様な方々の参画や地域活性化への効果が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	受益者負担の適正化		番号	⑬	
実施項目名	使用料及び手数料の見直し		取組課	全課	
取組の背景	<p>行政サービスに必要な経費を的確に算出し、その経費の範囲内で利用者が適正な負担を行うことにより、利用者と未利用者の不公平を解消することが必要である。</p> <p>これまでも実施してきた取組であるが、継続して定期的な見直しを行う必要がある。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>使用料・手数料については、受益者負担の観点から引き続き定期的な見直しを行うとともに、統一的な見直し方針について検討する。また、消費税の 10 パーセント引き上げにあたっては、消費税増税に伴うコスト増を精査し全面的な見直しを実施する。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	検討	検討	検討	検討
平成 28 年度の具体的な計画	<p>使用料・手数料見直しの統一的な方針がないため、近年は個別の小規模な見直しにとどまっている状況である。今年度は、他自治体の状況を調査し、統一的な見直し方針について検討する。(財政課)</p>				
期待効果	<p>市民の理解が得られる適正な料金の設定が図られる。また、市民の行政サービスに対するコスト意識を高めることが期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	補助金の適正化	番号	⑳		
実施項目名	市補助金の適正化	取組課	全課		
取組の背景	<p>様々な分野において施策目的を効率的に実現するための有効な手段として、補助金が果たしてきた役割は大きいものであるが、その必要性については市民の理解が十分に得られるものでなければならない。時代の変化とともに公益性・公平性・透明性の確保等を考慮した見直しが必要である。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>平成 25 年 10 月に策定された「えびの市補助金等の適正化に関する指針」に基づき、市が単独で行う補助事業について、補助金の公益性や効果性、団体等の適格性等について、定期的な評価を実施し、補助金制度の適正な運用に努める。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>市が単独で行う補助事業のうち、3 分の 1 程度を抽出し、担当所属へ補助金評価シートの作成を依頼する。その後、市職員で組織する補助金等評価委員会において評価を実施し、結果を職員及びホームページで公表することで、補助金制度の適正運用を促していく。(財政課)</p>				
期待効果	<p>補助金等の既得権化及び常態化を是正し、更に外郭団体の運営の自立化が期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	外郭団体等の改革 (自主・自立の推進)		番号	⑳	
実施項目名	事務局体制の見直し		取組課	全課	
取組の背景	外郭団体の事務局体制の自主・自立化については、これまでも見直しを行ってきたが、公益上の必要性又は効果及び官民の役割分担のあり方を常に検討していく必要がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	自立化の可能性がある外郭団体等については、自主・自立に向けた取組を進める。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	外郭団体等の自主・自立化の推進や事務局体制の見直しを実施する。(全課) 現状調査を実施するとともに自立化の可能性があるものは、自立化に向けて取り組むよう指導する。(総務課)				
期待効果	外郭団体の運営の自立化及び効率化が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	職員のコスト意識改革	番号	②②		
実施項目名	コスト低減目標の設定	取組課	全課		
取組の背景	これまでも限られた財源を有効活用するため、経費削減を図ってきた。常にコスト低減を念頭に置きながら業務にあたることが求められているため、今後も全庁をあげて経費節減に努める必要がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	コスト低減により、職員の経費節減に対する意識改革を実施してきたが、さらに全庁をあげて経費節減に努めることで、貴重な財源の有効活用に取り組む。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	担当課に対して集計と結果の公表を依頼し、職員のコスト意識の向上を図るとともに各課の取組状況を検証して、改善に向けた指導を行う。(総務課)				
期待効果	職員のコスト意識が徹底されることで、財源の有効活用が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	職員のコスト意識改革		番号	②③	
実施項目名	給与制度の適正化		取組課	総務課	
取組の背景	<p>国公準拠を基本として取り組み、市民の理解と支持が得られるよう説明責任を果たしながら、給与制度の適正化に努めることが必要である。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>給与制度については、人事院勧告に従い国家公務員に準拠することを基本に 取り組む。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>人事院勧告を踏まえた国公準拠を基本として取り組む。</p>				
期待効果	<p>常に給与制度の適正化が図られるとともに、職員の給与に見合ったスキルアップや意識改革が期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	職員の意欲・能力の向上	番号	②4		
実施項目名	職員の意識改革・実践	取組課	総務課		
取組の背景	<p>市民アンケートの結果より平成 22 年度と比較した結果「親切な対応をしてくれる」という意見は微増しているものの、その反面「笑顔が足りない」「あいさつや会積がない」「四角四面で、融通が利かない」といった意見も微増している。接遇面や勤務態度を見直し、市民の信頼を得られるよう職員の意識改革やその実践が必要である。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>県市町村職員研修センター等の研修機関などを活用し、研修を通じて職員の意識改革を図る。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>県市町村職員研修センター等の研修機関などを活用し、職員の研修派遣等を実施する。併せて職員提案制度を活用し、職員の積極的改善意欲の高揚に努める。</p>				
期待効果	<p>職員の能力の底上げが図られ、組織の活性化が期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	職員の意欲・能力の向上	番号	②5		
実施項目名	研修の充実	取組課	全課		
取組の背景	<p>時代の変化に対応し、多様化した市民ニーズに応えていくには、職員の意識改革や能力を向上していくことで、組織全体の底上げが図られる。そのためにも研修を充実して職員一人ひとりのスキルアップをしていくことが求められる。</p>				
取組内容 (平成 28～32 年度)	<p>市民サービスの向上と業務内容も複雑化・多様化していることから、職員のスキルアップを図るため、職員研修を実施する。</p>				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	<p>各課において必要に応じた職員研修を実施する。(全課)</p> <p>県市町村職員研修センター等の研修機関への継続的な職員の派遣を実施する。(総務課)</p> <p>職員向けの「協働」研修を実施する。(市民協働課)</p>				
期待効果	<p>職員の意識改革や能力の向上が図られ、市民の視点に立った行政サービスや組織全体の活性化が期待できる。</p>				

実施計画調書

改革の取組(目標)	柔軟な組織運営の構築			番号	②6
実施項目名	業務内容の見直し			取組課	総務課
取組の背景	組織再編についてはこれまでも必要に応じて取り組んできたが、業務内容についても時代の変化に応じた適正な見直しを行う必要がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	組織再編は行政改革推進本部を中心に現行体制を検証し、見直しを実施する。また、事務事業等の見直しも併せて実施することで、機動的・効率的な組織運営に取り組む。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	検討	検討	検討	検討	検討
平成 28 年度の具体的な計画	行政改革推進本部を中心に現行体制の検証と併せて事務分掌等の検証も実施する。				
期待効果	事務の効率化が図られるとともに、時代の変化に対応できる柔軟な組織運営が期待できる。				

実施計画調書

改革の取組(目標)	柔軟な組織運営の構築		番号	②7	
実施項目名	業務マニュアルの作成		取組課	全課	
取組の背景	業務マニュアルの一覧については、現在グループウェアの総務課共有書庫より閲覧が可能となっているが、今後も時代の変化とともに内容を修正していく必要もあるため、継続して取り組む必要がある。				
取組内容 (平成 28～32 年度)	業務マニュアルは、環境の変化や業務改善等により見直しが必要なため、業務マニュアルの更新や新たなマニュアルを作成する。				
年度別計画	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
平成 28 年度の具体的な計画	新たな業務マニュアルの追加や見直しの案件があるごとに、その都度マニュアルの作成と更新を行う。(全課)				
期待効果	引継ぎ時における時間の短縮、スムーズな人事異動、定期異動時における事務の効率化等が期待できる。				

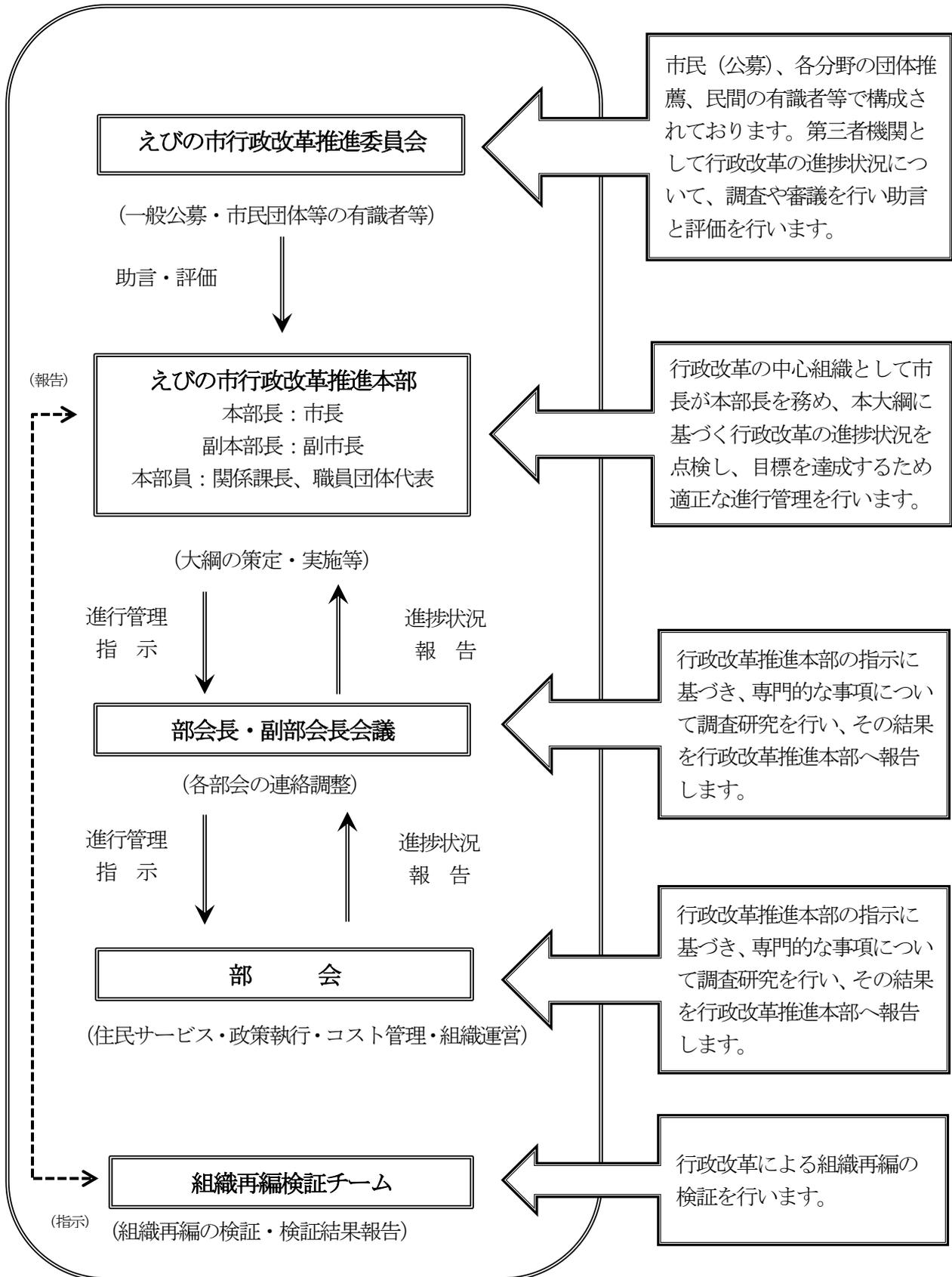
(空白)

VIII 参考資料

えびの市行政改革推進体制	54
えびの市行政改革推進委員会設置要綱	55
えびの市行政改革推進本部設置要綱	57
えびの市行政改革推進本部部会設置要領	60
えびの市行政改革推進本部組織再編検証チーム設置要領	62

(空白)

えびの市行政改革推進体制



えびの市行政改革推進委員会設置要綱

(平成7年8月10日えびの市告示第90号)

改正 平成16年11月29日告示第175号 平成19年4月1日告示第117号
平成19年10月17日告示第218号 平成21年9月15日告示第148号
平成25年5月31日告示第109号 平成27年3月25日告示第50号

行政改革推進委員会設置要綱(昭和61年えびの市告示第49号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市行財政の効率的な行政改革を推進するため、えびの市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議し、行政改革推進本部に対し、必要な意見等を述べることができる。

- (1) 市民との信頼を深め、満足される住民サービスの提供に関すること。
- (2) 市民との情報共有と、協働による行政運営の推進に関すること。
- (3) 市民と一体となった、健全で効率的な行政経営の推進に関すること。
- (4) 市民ニーズに対応できる、柔軟で機動的な組織機構の構築に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人程度をもって組織する。

- 2 委員は、行政の改善問題に関して優れた見識を有するものうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、所掌事務を遂行するため、必要があるときは、関係者に必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成16年11月29日告示第175号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日告示第117号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年10月17日告示第218号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年9月15日告示第148号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年5月31日告示第109号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後のえびの市行政改革推進委員会設置要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日告示第50号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

えびの市行政改革推進本部設置要綱

(昭和60年8月12日えびの市告示第63号)

改正 昭和61年10月15日告示第103号 平成7年5月25日告示第61号
平成10年4月1日告示第63号 平成11年7月8日告示第140号
平成12年6月19日告示第132号 平成14年12月25日告示第206号
平成16年3月26日告示第52号 平成16年10月18日告示第162号
平成19年4月1日告示第116号 平成21年9月15日告示第147号
平成22年10月1日告示第93号 平成25年4月23日告示第96号
平成27年3月25日告示第50号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、えびの市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、会計管理者、総務課長、企画課長、財政課長、市民協働課長、市民環境課長、健康保険課長、畜産農政課長、建設課長、福祉事務所長、水道課長、学校教育課長、第5条の規定により設置した部会の部会長及び職員団体代表をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 本部は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、本部長の指示により必要な事項を専門的に調査研究を行うものとする。

3 部会の構成は、えびの市行政改革推進本部部会設置要領に定めるものとする。

4 部会に部会長と副部会長を置く。

5 部会長及び副部会長は、部会の構成員の中から互選する。

6 部会長は、部会を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の職員等も会議に参加させることができる。

3 前2項の規定は、部会の会議について準用する。

(報告)

第7条 部会長は、部会の調査研究の結果等を逐次本部長に報告し、その都度本部長の指示を受けるものとする。

(組織再編検証チーム)

第8条 本部長は、必要に応じ組織再編検証チーム（以下「検証チーム」という。）を置くことができる。

2 検証チームは、行政改革による組織再編の検証を行うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、検証チームに関し必要な事項はえびの市行政改革推進本部組織再編検証チーム設置要領で定めるものとする。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (昭和61年10月15日告示第103号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成7年5月25日告示第61号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日告示第63号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成11年7月8日告示第140号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成12年6月19日告示第132号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成14年12月25日告示第206号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成16年3月26日告示第52号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成16年10月18日告示第162号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日告示第116号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年9月15日告示第147号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年10月1日告示第93号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年4月23日告示第96号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後のえびの市行政改革推進本部設置要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日告示第50号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

えびの市行政改革推進本部部会設置要領

(平成16年10月18日制定)

改正 平成17年5月25日 平成18年6月27日
平成19年4月1日 平成19年5月1日
平成21年9月15日 平成22年10月1日
平成25年5月31日告示第108号 平成27年3月25日告示第50号

(設置及び所掌事項)

第1条 えびの市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年えびの市告示第63号)第5条に基づきえびの市行政改革推進本部に、次の各号に掲げる部会を置き、構成員及び所掌事項は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 住民サービス部会

構成員 課長職6名程度、職員団体代表2名、課長補佐級又は係長職にあるもの2名程度、その他の職員6名以内

所掌事項 市民との信頼を深め、満足される住民サービスの提供に関すること。

(2) 政策執行部会

構成員 課長職5名程度、職員団体代表2名、課長補佐級又は係長職にあるもの2名程度、その他の職員6名以内

所掌事項 市民との情報共有と、協働による行政運営の推進に関すること。

(3) コスト管理部会

構成員 課長職5名程度、課長補佐級又は係長職にあるもの2名程度、その他の職員6名以内

所掌事項 市民と一体となった、健全で効率的な行政経営の推進に関すること。

(4) 組織運営部会

構成員 課長職5名程度、職員団体代表2名、課長補佐級又は係長職にあるもの2名程度、その他の職員6名以内

所掌事項 市民ニーズに対応できる、柔軟で機動的な組織機構の構築に関すること。

2 構成員の選任は、本部長の指名による。ただし、職員団体代表については、各団体からの推薦とする。

3 構成員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(部会長・副部会長会議)

第2条 前条第1項各号に規定する部会の連絡調整等のため部会長・副部会長会議を置き、会議の長、同副長、構成員及び所掌事項は次のとおりとする。

会議の長 総務課長

会議の副長 総務課長が指名する、同課所属の職員

構成員 前条第1項各号に規定する部会の部会長及び副部会長

所掌事項 各部会の連絡調整及び本部の会議に諮る議題等の調整に関すること。

附 則

この要領は、平成16年10月18日から施行する。

附 則 (平成17年5月25日)

この要領は、平成17年5月25日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日)

この要領は、平成18年6月27日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月1日）

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成21年9月15日）

この要領は、平成21年9月15日から施行する。

附 則（平成22年10月1日）

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日告示第108号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後のえびの市行政改革推進本部部会設置要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日告示第50号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

えびの市行政改革推進本部組織再編検証チーム設置要領

(平成22年10月1日制定)

改正 平成27年3月25日告示第50号

(設置)

第1条 えびの市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年えびの市告示第63号)第8条に基づきえびの市行政改革推進本部に、組織再編検証チーム(以下「検証チーム」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 検証チームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革に伴う組織再編の検証に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検証チームは、副本部長、総務課長、総務課人事係長及び総務課行政係長をもって充てる。

2 検証チームのリーダーは副本部長をもって充て、サブリーダーは総務課長をもって充てる。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 リーダーは、検証チームを総括する。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検証チームの会議は、リーダーが招集し、リーダーが会議の議長となる。

2 検証チームは、組織再編の検証を目的として全所属長と自由に討議し、意見交換を行う。

3 リーダーが必要と認めた場合は、職員を指名して意見交換することができるものとする。

(報告)

第6条 リーダーは、組織再編の検証結果を本部長に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日告示第50号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

第6次えびの市行政改革大綱

平成28年6月

えびの市

(所管 総務課)

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292番地

電話 (0984) 35-1111 (代表)

ホームページアドレス <http://www.city.ebino.lg.jp>

